

令和7年 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会に参加

令和7年11月5日 イオンモール岡山

大会宣言

暴力団のいない、拳銃のない、安全で明るく住みよい街づくりは、私たち岡山県民すべての願いです。

しかしながら、暴力団はその威力を背景に、県民生活や社会経済活動に深く介入し、銃器使用の対立抗争事件を起こすなど県民の平穏な日常生活に大きな不安と脅威を与えており、その存在は斯じて許すことができません。

私たちは、本大会に当たり決意を新たに、岡山県暴力団排除条例の基本理念にのっとり、

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

① 暴力団と交際しない

の暴力団追放三ない運動プラス1(ワン)を実践し、県民の総力を結集して暴力団の存立基盤を一掃するとともに、違法な銃器のない「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和7年11月5日

暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会



警察本部長挨拶
岡山県警察 工藤本部長

(一社)岡山県警備業協会松尾会長ほかは、令和7年11月5日、イオンモール岡山おかやま未来ホールにおいて開催された(公財)岡山県暴力追放運動推進センター主催の「令和7年 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会」に参加しました。

大会の第一部では、同センターの下野間理事長の開会宣言の後、同センター名誉会長 兼 岡山県銃器根絶運動推進本部長の伊原木知事、岡山県警察の工藤本部長、岡山県議会議長代理の福田県議会議員の挨拶及び祝辞に続いて、暴力追放運動功労団体(者)、銃器根絶キャンペーンポスター作品優秀者の表彰が行われました。

また、暴力追放運動功労受賞者代表により「大会宣言」が朗読され、満場一致で賛意が表されました。

第二部では、岡山県弁護士会民事介入暴力対策・非弁護士行為等取締委員会の竹田委員長による「カスタマーハラスメントとその対応」と題する講演会が行われ、

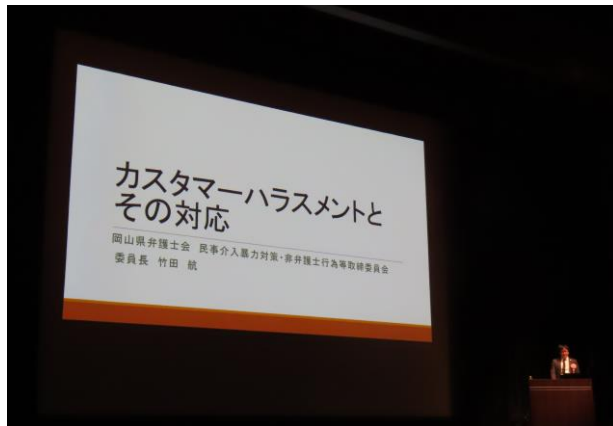
- カスハラ行為者からの要求「お前じゃ話にならん。社長を出せ。」には、「ただ今、外出中(会議中)です。」ではなく「私が本件の責任者です。」と、また「出るところに出るぞ。マスコミに言うぞ。」と言われたら「もう一度、部内で検討します。」とか「やれるもんならやってみろ。」ではなく「こちらで判断すべきことではございません。そちらで判断して下さい。」と答えること

- カスハラ行為者からの電話に対応する当事者が、黙ってその電話を録音することについては、通信の秘密やプライバシーは侵害されないこと

- 要求が不当、手段・態様が社会通念上不相当であれば、要求をきっぱり断る、退去を命じる、出入禁止を通告するなどの対応を取り、要求が止まらない場合には、警察や弁護士に相談すること

- 従業員の安全確保、精神面への配慮措置と再発防止のための取組の継続が重要であること

などについて例を挙げてご教示いただきました。



報奨制度

あなたの情報が、**拳銃根絶**につながります。

実名・匿名を問わず、あなたの情報により銃器が押収され、かつ、被疑者が検挙された時、状況に応じて報奨金が支払われる制度です。

暴力団員風の者が
空家や空き地に出入りし、
何か隠している。

知り合いの男が
拳銃を持っている。

近所にあやしい
拳銃マニアがいる。

拳銃110番

匿名でも
受け付け
ます

通報の受付/全国共通番号

0120-10-3774

受付は原則として
通報者の発信地域を管轄する
都道府県警察です。

(注) ●一部の都道府県では、発信地域と異なる都道府県警察が受け付けることがあります。
●列車公衆電話、IP電話(050番号)、海外からの受付はできません。
●通報を受け付けた場合であっても、捜査に関することや、警察で把握している情報は明らかにできません。

報奨金の支払

▶報奨金は、通報により拳銃その他の銃器が押収され、被疑者の検挙に至った場合を対象とします。
▶実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

●一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。
●報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

匿名通報の取扱い

▶通報者が匿名を希望した場合は、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された選別番号と暗証番号を告げ、情報をやりとりすることになります。なお、この場合の報奨金の金額は、10万円以内が目安ですが、内容等を個別に勘案して算定されることとなります。

報奨金が支払されない場合

▶拳銃等が押収されない場合や、被疑者が検挙されない場合。
▶提供された情報を、既に警察が把握している場合。(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
▶通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合や、その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合。
▶匿名を希望した通報者から、一定期間内に警察に連絡がない場合。

警察庁・岡山県警察